
講演録

大崎事件にみる
日本の刑事司法と再審の問題点

鴨志田祐美
安部祥太

《目次》

本講演会について

講演会「大崎事件にみる日本の刑事司法と再審の問題点」

質疑応答

おわりに

資料（当日スライド）

本講演会について（安部祥太）

本稿は、2017年10月10日（火）青山学院大学青山キャンパス13S1教室で実施した、弁護士・鴨志田祐美先生による講演会「大崎事件にみる日本の刑事司法と再審の問題点」を文字起こししたものである。同講演会は、安部の法学演習（ゼミ）に鴨志田先生を外部講師としてお招きする形で実現した。当日は、鴨志田先生によるご講演（一般公開）と、法学演習履修者を対象とした質問会の2部構成とした。本稿では、そのうち一般公開したご講演とそのスライドを紹介する。

鴨志田先生は、2017年6月28日に鹿児島地裁が再審開始を決定した大崎事件の弁護団事務局長を務められるほか、刑事再審を中心に数多くのご論稿を公表されている弁護士である。再審事件への関心が高まりつつあり、同時にその問題点が認識されつつある現在、時宜に合った講師をお招きすることができたため、本誌に掲載することにした。なお、講演録のうち、例えば「【スライド①】」と表記した箇所は、巻末の講演スライドのページ番号に対応している。また、講演録本文中の脚注は、安部が付したものである。

講演会「大崎事件にみる日本の刑事司法と再審の問題点」（鴨志田祐美）

皆さん、こんにちは。改めまして、弁護士の鴨志田といいます。今朝の飛行機で鹿児島から東京にやって参りました。今、見ていただいたのは、再審開始決定が出た当日の、夜9時のNHK「ニュースウォッチ9」という番組のトップニュースでした。私、この日は再審開始決定の記者会見をやったり、地元のテレビ局のニュース番組に生出演をしたり、その後は祝勝会ということで、みんなで祝い酒を飲んだりした後、一度、ちょっと事務所に戻って電話とかメールとかをチェックしないと大変なことになってるだろうと思って、一旦事務所に帰ったんですね。時計も何も見ないで、時間も分からない状況で、なにげなくテレビをつけたら、先ほどのアヤ子さんの映像が飛び込んできてびっくりしました。自分がずっと手がけていた事件が、NHKの夜9時のニュースになっていて。次の瞬間に、自分の泣き顔が全国に拡散しているという状況で、今度はすごく恥ずかしかったです。今もまだ闘いは続いていると思いますが、おそらく一生忘れない日になるだろうと、このニュースと改めて皆

さんと見て、この日のことを思い出しました。

【スライド②】これから1時間ほど話をさせていただくんですが、その前に簡単に自己紹介をさせて下さい。皆さんのお手元にも今日の PowerPoint をそのまま PDF にしたものがありますので、そちらを見ていただいても良いです。私は今鹿児島に住んでいるんですが、もともとは神奈川県出身で、神奈川県立湘南高校という高校を出て、早稲田大学の法学部を卒業しました。当時は全く司法試験とかそういう感じではなくてですね。会社員をやって、それから結婚して、子供を育てながら、鹿児島で公務員試験の予備校の（東京アカデミーというんですが）講師をしていました。そこの講師をしている最中に、皆さんと同じくらいの、公務員試験を目指して頑張っている若い学生さん達を見て、「私はこのままでいいんだろうか」とつい思ってしまったんです。子供が小学校3年生の時に、何を思ったか司法試験の勉強を始めて、子供が5年生の時に司法試験に受かりました。その時、ちょうど40歳でした。それから2004年に弁護士登録をして、丸13年経ったところです。

鹿児島で弁護士をするというのはどういう事かと言うと、町医者や風邪をひいた人もお腹が痛い人もどんな人でも面倒を見るのと同じように、離婚の相談も受けます、借金で首が回らないと言う相談も受けます、お隣の土地の境界線で揉めてますって言う人もくるわけです。とりわけ、鹿児島というのは九州の1番南ですが、大変に男尊女卑の気風の強い土地柄なのです。本当にDVとかで女性が虐げられている事件が結構多いのです。そういうDVがらみの離婚というのが、私の手がけている事件の中では多分事件数としては7割位を占めていると思います。ただ、それだけではなくて、今からお話をする大崎事件という再審事件の弁護活動とか、あと少年事件の付添人活動もかなりしています。日弁連の子どもの権利委員会の委員をしているということもあります。それから、刑事弁護をやりながら、逆に犯罪の被害を受けた方々の代理人をするということもあります。それは、犯罪の被害者が、例えば「相手を死刑にしてくれ」とか、「一生刑務所に入っている」とか、そういう声をワーワー大きな声で言うという、そういうお手伝いではなくて、どうやったら、不幸にして被害を受けた人が次の人生の一步を踏み出せるのかと、また、どういう風に加害者と向き合っていけばいいのか、加害者側もどうやって被害者の存在を認識しながら立ち直っていくのかと、その架け橋になるような、そういう仕事

にも取り組んでいます。

今日は皆さんの資料として、私の書いたものをまとめていただいて大変ありがたいと思っています。どうしてもやはり大崎事件をやっている関係で、刑事弁護とか虚偽自白とかそういったもの、あとは証拠開示とか、そういったものに関する論文が多いということで、ここにつつらと上げています。パワポに上がっている文献の多くが、今回の資料集に収められているんですが¹⁾、実は、一番下のやつは入っていません。というのはですね、季刊刑事弁護92号って書いてあるんですけども、これはまだ出ていないんですね。10月20日発売予定です²⁾。今日が10月10日ですから、あと10日後ですね。そこで大崎事件の第三次の開始決定と、今もう即時抗告審という高裁での審理が始まっているんですが、その攻防を描いた最新の原稿が…。最新／再審って2つ言葉があって、すごくわかりにくいですけども（笑）。再審請求の再審と、新しいほうの最新、今の大崎事件の最新の状況をレポートした論文を、次の季刊刑事弁護に載せていますので、宣伝になって恐縮ですけども、もし関心がありましたら、ぜひそちらのほうも読んで下さると嬉しいなと思っています。

【スライド③】さて、早速ですけども、大崎事件の内容に入っていきます。まずは、事件の概要を、皆さん予習して下さっているみたいなので、また先程のような報道や新聞を見て、大崎事件ってこんな事件っていうのは何となくご承知だと思うんですけども。改めておさらいをしておきたいと思います。で、この人物関係図、これを折に触れて戻ってみたいと思います。この人たちで成り立っている事件なんですね。つまり、これは冤罪事件ですから、私たちは実際には、この人

1) 当日の資料として、(1)「大崎事件—つづら折りの事件史あるいは奮闘記」法セミ686号(2012年)41頁、(2)「大崎事件—裁判所の『裁量』と『再審の格差』問題」刑弁74号(2013年)105頁、(3)「大崎事件第2次再審請求から見た刑事司法の課題」法セミ719号(2014年)7頁、(4)「証拠開示は再審の扉を軽くしたのか?」刑弁80号(2014年)100頁、(5)「大崎事件第3次再審請求の総括」刑弁90号(2017年)107頁、(6)「再審制度の抱える諸問題」木谷明編『シリーズ刑事司法を考える〔第5巻〕裁判所は何をしたらいいのか』(岩波書店、2017年)265頁、(7)「大崎事件—検察官抗告の問題」九州再審弁護団連絡会出版委員会編『緊急提言! 刑事再審法改正と国会の責任』(日本評論社、2017年)27頁を配付した。

2) 鴨志田祐美「大崎事件第3次再審請求—2度目の再審開始決定と即時抗告審の攻防」刑弁92号(2017年)99頁以下。

たちによる犯行はなかったという立場をとっています。ただ、確定判決の有罪認定では、この一族の中に犯人とされた者も全員いるし、被害者もいると。つまり、一族の中で起きた事件だと言う見立てで確定判決の有罪認定がされているので、関係者はほぼこの図の中に収まってしまっているという状態です。私たちの依頼人、つまり再審請求をしている請求人は、原口アヤ子さんという、先ほど出てきた90歳の女性です。この方がこの事件の主犯とされたんです。共犯者とされたのが、アヤ子さんの当時の夫。実は、アヤ子さん以外は仮名にしています。アヤ子さんの元夫と書いてありますがけれども、当時はアヤ子さんの夫だった一郎さん。そして、一郎さんの弟の二郎さん。そして、その二郎さんの息子、つまりアヤ子さんから見たら甥にあたる太郎さん。この3人が、共犯者とされました。この3人、実は、後で問題になりますけど、いずれも知的障害を持っていたとされているのですが、この人たちがみんな自白をして、この事件の有罪認定が成り立ってしまったという、そんな状況です。そして、被害者は、アヤ子さんの夫・一郎さんから見て、末の弟にあたる、四郎さん。よくここで聞かれるんです。「何で三郎さんはいないんですか？」と。実は三郎さんにあたる人はいるんです。三男さんは事件に関係ないので、外していますけれども。実はちゃんと三男さんもいるんですね。四郎さんが被害者になります。あと、もう1人、ハナさん。これは二郎さん、つまり、アヤ子さんの旦那の弟の妻です。なのでアヤ子さんとは義理の姉妹同士ということになります。このハナさんという人がですね、後で重要な位置づけがされてきますので、ハナさんを覚えておいてください。ハナさんは二郎さんの奥さんで、太郎さんのお母さんにあたる人です。この人は、後でちょっとキーパーソンになってきます。

【スライド④】事件発生から満期服役までを簡単に振り返ります。事件は1979年10月15日、もうすぐですね、10月15日。実はうちの息子の誕生日だったりするんですけども。鹿児島県大崎町というところで発生しました。鹿児島はですね、九州の南にあって、二本の足みたいな形をしています。半島が2つあるんですね。向かって、地図の左側の方を薩摩半島、右側を大隅半島と言うのですが、大崎町は大隅半島の付け根にあたる小さな農村です。そこでアヤ子さんの義理の弟、先ほど見た四郎さんが、自宅の横の牛小屋の堆肥の中から遺体で発見されたということで「これは何か大変なことになっている」ということで発覚した事件です。その事件直後に、一郎さんと二郎さんが任意の取調べを受けました。任意の取調べを受けた

2日目に、もう「私たちが殺しました」って自白をして、逮捕されてしまいます。ところが、一郎さんと二郎さんの最初の自白というのは、「殺したのも埋めたのも、自分たち2人だけです」という自白だったんです。ところが、その後、この2人の自白は、実はアヤ子が指示してやったことだと。つまりアヤ子さんの首謀だということで、3人犯行に自白が変遷し…。最後に、今度は死体遺棄については「埋めたのは二郎さんの息子の太郎さんも加えた4人です」と。もう、犯行に加わった人数のところから、自白が変遷している。すごく激しい変遷ですよ。そんな自白だったんです。しかもですね、共犯者たちの自白を支えている客観証拠、普通は、皆さんよく知っていますよね、自白だけでは有罪にできないはずなんです、本当は。しかしそういうものを支えている客観的・物的な証拠がほとんどない事件なんです。これは後で出てくるように、「タオルで力いっぱい首を絞めました」という自白なんです。でも、普通そういう殺人事件だったら、タオルが出てきますよね。犯行供与物件ということで。そのタオルがあれば、タオルについたDNA鑑定とかができたかもしれないんですけども、タオルさえ特定できてないんです。タオルによる殺人で、タオルが特定できていない、そんな事件ってどういうことって思うんですけども。それくらい物的証拠がない事件なんですね。ところが、この共犯者たちは、法廷でも自白を争いませんでした。そして、そのまま一審で確定して、彼らは服役して、仮出獄で出てきています。つまり、アヤ子さん以外の共犯者3名は、法廷でも自白を維持し、そのまま一審で確定して、そのまま刑務所に服役したという、こんな状態だったんですね。アヤ子さんだけが、とにかく一貫して否認です。ここは本当に対照的なんですけども、全く事件を争わなかった男3人と、ずっと否認をして1回も自白をしていないアヤ子さんと。多くの冤罪事件では、途中までは自白をして、例えば捜査段階で自白をしたけれど、法廷で「私は無実です」と主張するような冤罪事件はすごく多いんですけども、アヤ子さんは1回もないんです、自白が。ところが、1980年3月31日に、アヤ子さんは懲役10年の有罪判決を受けました。彼女は控訴しましたし、もちろん上告もしました。最高裁まで争いました。けれども、上告も棄却されて、アヤ子さんは10年間満期懲役をしたのです。

【スライド⑤】この事件の特徴をいくつかピックアップしておきました。まず1つは、今申し上げた通りです。本人の自白はありません。最初から最後まで。アヤ子さんがずっと否認し続けたということについて、とても象徴的なエピソードがあ

ります。彼女は佐賀県の鳥栖刑務所という所で10年間服役をしたんですけれども、模範囚だったんですね。非常に成績が良かったので、刑務官が成績の良い人には仮出獄と言う制度があって、仮釈放を認めるのです。大体7年ぐらい務めたところで「もうあなたは優秀だから出してあげるから。ただ、罪を認めて反省文を書きなさい」と言われたそうです。そうしたらアヤ子さんは「やっていないものを反省することはできません」と言って、この刑務官の誘いを断ったんですね。3回あったそうです、こういうことが。3回とも断ったので、アヤ子さんは10年間丸々務めたんですね。そのくらい、彼女は非常に強い意思で、強固に否認を続けたという事が、今のエピソードからも窺われるということです。

この事件は、確かに、ご遺体が自宅横の牛小屋の堆肥の中に埋まった状態で見つかったわけですね。後で見るように、四郎さんという人はすごい飲んだくれで、酔っ払ってよくあちこちで粗相して、例えば道路に寝ているとか、自分の家でおもらしをしちゃうとかですね、そういう本当にだらしのない飲んだくれだったんですよ。だから、自分から酔っ払って千鳥足で牛小屋にダイブして自分で埋まっちゃったんじゃないかと質問をされる方もいます。それはもっともな疑問だと思います。でも、実は、解剖したときに、肺の中に堆肥の粉末が入ってなかったんです。もし呼吸をしていれば、つまり死ぬ前に生き埋め状態になったら、必ず肺の中に堆肥の粉末が入るはずですが、それがなかったんです。だから、客観的にも、死んでから埋められたということだけは確かだったんです。つまり、死体遺棄事件というのは間違いない。死体遺棄があったという事は、これは争いがないんですね。普通は、そこに遺体があったら、その遺体を埋めませんよね。遺体を埋めるっていう人は、その遺体になったことに対して何か関わりがある人ですよ、普通は。ということで、実は最初から、警察は、殺人・死体遺棄事件だと思い込んでしまったんですね。これがそうではないという話は、後ですることになるわけですが。

とにかく、死体が埋められていたならば、殺した奴が埋めたに違いないと言う見立てをしたわけです。そして、遺体が見つかって2日目ぐらいにですね、アヤ子さんが、一族の皆に保険をかけていたと言う事実を警察が突き止めるんですね。これは先ほどの図を見ていただければわかるように、アヤ子さんというのは長男の嫁なんですね。農家の長男の嫁というのはどういう役割かと言うと、一家を取り仕切っているんですね。しかも、さっき言ったように、この男性たちは知的障害を抱えて

いる上に、みんな酒癖が悪くて、みんなあちこちで粗相をするような人たちだったので、どこかで交通事故にでもあって死んじゃったりなんかしたら、葬式も出さなきゃいけないということで。アヤ子さんは、そういう意味で、一人ひとりにちゃんと葬式代が出るようにと、きちっと保険をかけていた。これを警察が察知して、これは一族による保険金目的の殺人に違いないっていう見立てで、捜査をしてしまったんです。だから、そういう方向の証拠しか集めていないんですね。でも皆さんちょっと冷静に考えてみてください。保険金目的の殺人だったら、堆肥に埋めますかね。だって殺人事件ってわかったら、絶対に保険金は出ないですよ。普通は、保険金目的の殺人というのは、交通事故とかに見せかけて、まんまと保険金を…っていうのが保険金殺人ですよ。だからそもそも間違っているんですね、この見立てというものの自体が。堆肥に埋まっている人を保険金目的の殺人だと見立てること自体が大問題だったんですけれども、当時はそんな風に思っちゃったんですね。

実は、四郎さんは、先ほども言ったように、酔っ払ってあちこちで粗相をするような人でした。いなくなった当日は、実は一族の結婚式だったんです。一族の結婚式で、アヤ子さんも一郎さんも二郎さんも、みんな一族の親戚の結婚式に呼ばれて、結婚式に出たんです。ところが、四郎さんだけが、朝から飲んだくれて、もう立えない位に酔っ払っていたので、置いて行っただけですね、結婚式に連れて行かないで。四郎さん1人だけ結婚式に連れて行かずに置いていかれた後に、ちょっと元気が回復したら、また自転車でフラフラ走って、近くの近隣の酒屋さんに酒を買いに行ってるんですね。その後に、夕方ですね、酒屋さんを出た後に、道路脇の側溝に転落したんです。農村、農道と言うのは、道路の脇にかなり深い溝が切ってあるんです。農業用水を通すために。そこに自転車ごと、自転車もろとも落っこちたんですよ。それで、四郎さんはびしょ濡れの状態で、しかも下半身裸っていう状態で、その道路から引き上げられて、道路の反対側に寝かされていたんですね。それを、近隣の人が軽トラックに乗せて自宅まで運んで帰ったというエピソードがあるんです。でも、実はその自転車がどうなっていたかとか、自転車ごと側溝に落っこちたときの状況がどうだったかとか、そういう証拠が全然ないんです。だから見立てが最初から保険金目的の近親者の殺人ということになっていたんで、そういう部分が落っこちてるんですね。捜査から漏れている。こういう問題があります。

そして、この事件は、先ほども言ったように、アヤ子さんは否認です。男3人は

みんな認めています。そういう共犯事件で、1人が否認していて、残りが認めているような、否認と自白が両方入っているような共犯事件と言うのは、公判手続を「分離」とするといって、違う裁判体が違う法廷で審理をするということになります。これが東京地裁であれば、アヤ子さんは刑事1部にかかる。男3人は、例えば刑事4部にかかる。という風に、別々の法廷で別々の裁判官3人が合議で判断をしたと思うんですけども、鹿児島地裁は、刑事部が1ヶ部しかないんですね。だから、分離とか言っても、同じ裁判官3人が、ただ単に日時が違うだけで、結局同じ人たちが審理したんですね。だから、分離といっても、そこは名ばかりの分離だったのです。

しかも、自白している事件と否認している事件ってどちらが早く刑事手続が進むかって、ちょっと考えればすぐにわかると思うんですけども。自白している方は、検察官請求にも弁護人がすぐ証拠同意しますから、早く進んでいくんですね。そうすると、同意している彼らの自白調書なんかが、先に取り調べられていますから、完全に裁判官には予断が入るわけですね。その後に、追っかけて、否認をしているアヤ子さんの公判が続くわけです。いくら弁護人が自白調書を不同意にしたって、別事件でもう見ちゃっているという、こんな状態だったわけです。これも非常に大きな問題です。

しかもですね、弁護人にもとても問題がありました。当時の弁護人は、アヤ子さんだけがシロだと思っていたんです。男3人はみんな自白をしていますから。男たちは真犯人で、アヤ子さんだけがシロだっていう弁護方針で（今流行の言葉で言うと、そういうケースセオリーで）弁護したんですね。でも、この事件というのは、実は先程言ったように、酔っ払って側溝に落っこちて、道路に寝そべっていた四郎さんを近所の人が自宅に運んで置いて帰ったということを知っていたのは、実はアヤ子さんだけなんですね。アヤ子さんの所には、近隣の人からそういう連絡が来た。他の男3人はどうしていたかというと、結婚式からいい気分で帰ってきて、家でそのまま寝ているんですね。だから、もし男3人だけの犯行だとすれば、何も知らないで酔っ払って寝ていた人たちが、夜中に突然ムクッと起き上がって、「よし、殺しに行こう」とか言って行くような話になるから、どだいそれはあまりにも不自然なわけですよ。だから、もし男たちがクロだとしたら、アヤ子さんの関与がなければ絶対に成り立たないストーリーだったんですね。なのに、アヤ子さんの弁護人は、

アヤ子さんだけが関与していないというストーリーで弁護しちゃったものですから、なかなかこれは厳しかったという事情もあります。

そして、なんといっても、私はこの事件の1番の問題点は、これからお話するところだと思います。先程から言っているように、男3人全員、知的能力に問題があったとされています。これは証拠上もわかっていますし、実は確定判決でさえも「知的能力が劣っているが」と書いてあるんです。ちゃんと。それなのに自白は信用できる、みたいな話になっているんです。今ではそういう知的能力に問題のある人は、取調官の誘導とかに乗りやすいし、暗示にかかりやすい、繰り返し同じことを聞かれると「はい」って言いやすいという特性を持っているから、そういう人の供述は極めて注意深く扱わなきゃいけないし、法廷でも配慮が必要だったのに、全くそういうことに対する配慮がないまま審理が進められた。この事件の冤罪を生んだのは、やっぱり1番そこが大きな要因だと思っています。

さて、このように、今特徴を色々とお話したように、このスライドだけでも充分「これ冤罪っぽいよね」って私は思うのですが、なのに、確定判決は、有罪でした。しかも、最高裁までずっと有罪が維持されたという事件なんですね。では、確定審はどんなふうこれを有罪だと認定したのかと言うことで、確定判決の証拠構造とをまとめてみました【スライド⑥】。どういう証拠によって有罪としているかという事ですね。アヤさんは一貫して否認していますから、そこに燦然と光り輝く孤高の存在のようになっていますが、アヤさんには自白がないので、有罪の証拠にはなっていません。まずはやはり、堆肥の中からご遺体が見つかった。先程から言っているように、普通の人は何もしていなければ埋めませんよねっていうことで、死体遺棄の事件性があって。そして、そこから殺人があったのではないかということが推認される。そういう状況のところ、一郎さん・二郎さんが殺人の自白をする。死体遺棄の自白もする。さらに太郎さんが、死体遺棄の自白をすると言うことで、殺人の共謀・実行、死体遺棄の共謀・実行がすべて、一郎さん・二郎さん、そして死体遺棄については太郎さんの自白でもって支えられています。しかし、この3人は知的障害を持っていました。じゃあ、自白以外の証拠はどんなものがあつたかと言うと、ほら出てきました。ハナさんです。先ほど「ちょっと気をつけてね」と言った、二郎さんの奥さん。太郎さんのお母さん。この人が、実は、「アヤさんが二郎さんに、『今のうちに四郎と一緒に殺そう』と言って話を持ちかけるの私は見ま

した」という供述をしています。さらに、少し経って、二郎さんが夜遅くに帰ってきたときに、「独り言のように『うっ殺してきた』って言うのを聞いた」と。さらにしばらく経ったら、今度は息子の太郎が帰ってきて、加勢してきた（鹿兒島弁では「手伝ってきた」という意味です）と。「加勢してきた、黙っちゃらんや」と。鹿兒島弁で「黙っておけ」と。つまり「手伝ってきた、黙っておけ」と言ったのを聞いたということです。この3つの供述が、二郎さんや太郎さんの自白の信用性を高めていると、そういう風に認定されています。これがハナ供述です。ハナを目撃供述です。

あとは法医学者である城さんという人が、ご遺体の発見直後に解剖していて、その結果として他殺体らしいと結論づけています。どうやら首の周りに力がかかったような跡がある。他に目立った傷がない。なので、窒息死だろう。窒息死だとすると、首のところにちょっと目立った出血があるから、だからきっと首周りに力がかかったんだろうね。頸部圧迫による窒息死を推定する。だから他殺でしょうねと。これは今、口語体にして言っていますけれども、そういう内容なんです。結論としては、今みたいな「推定する」「想像する」といった程度の鑑定をしています。だけど、それが死因を直接支えている証拠にもなっているし、先ほどのタオルで力一杯首を絞めて殺したという自白を補強している証拠にもなっているというのが、確定判決の認定です。あとは、ビニールカーペットって何？って感じですけども、彼らの自白によれば、被害者のお家の六畳間に敷いてあったんです、このカーペットが。自白ではそこで殺害行為がされたということになっています。首を絞めたときに、首を絞めるときゅーって締めるから、おしっことかうんことか漏らしちゃうことがよくあるんですけど、その糞尿の跡がついていたというカーペットなんですね。だから、そのときに敷かれていたカーペットだろうということで、一応自白を支える客観証拠として唯一認められたようなやつなんです。先ほどから言っているように、四郎さんは酔ってしょっちゅう粗相をして漏らしたりしていた人なんです。だから、その時についた糞尿がどうかもわからないって程度のものなんですよ。でも、一応これが有罪の証拠として使われている。こんな程度だということです。いま、私がお話させていただいたのを聴いて「これは固いな、間違いなく有罪だな」って思う人はおそろくないんじゃないかなと思うのですが、これが、有罪確定判決を支えている証拠関係なのです。

そして、有罪が確定した後に、第一次・第二次と再審が続きました。ざっと見ると、こんな時系列になっています【スライド⑦】。最初に再審請求がされたのが、1995年（平成7年）。先程のニュースでも出てきました。アヤ子さんが満期出所した後で、全員がシロであると主張した再審請求でした。ここはケースセオリーが変わったんですね。確定審の段階では、「男たちはクロ、アヤ子さんはシロ」というケースセオリーだったんだけど、再審では一貫して、私たちは「全員がシロだ」と、誰もやっていないんだと言う見立てで、再審請求をしています。鹿児島地裁は、第1次の時に再審開始決定をしました。この当時は「再審冬の時代」と言われていて、後で再審無罪が確定した足利事件、布川事件とか、みんな全然認められていない頃でした。とにかくとても再審が厳しいとされていた時代に、突然南の端で燦然と輝く開始決定が出たので、みんなびっくりしたのです。

実は、私はこの年に司法試験に合格しました。この当時は、司法試験の最終合格が11月に発表されていたんですね。見ていただいているわかる通り、開始決定が出たのは3月ですから、私はまだこの時には弁護士はおろか司法試験にも受かっていないのです。私は、司法修習生の時に、即時抗告の段階でたまたま第一次再審の弁護団長の事務所で弁護修習をしたのでこの事件を知るに至ったのですが、その時に「鴨志田さん、2回試験が終わって帰ってきて弁護士になったら、再審公判の弁護人になってね」と指導担当の先生に言われたのです。にもかかわらず、弁護士になって帰ってきた1ヶ月後に、即時抗告審で再審請求が取り消されてしまったのです。一度開いた門が閉じたときの方が、ショックが大きいんですね。弁護団はどん底という時に、私は弁護士登録をしました。そこから弁護人になりました。だから、一度も良い思いをしていなかったんです。今年6月28日まで。そういう状況でした。

第一次再審が2006年に終わって、第二次再審を申し立てるまで、やっぱりものすごく苦労したんですね。4年ぐらいかかっていますよね。ちょうど自分が事務所を独立したときに、第二次再審請求をしました。事務所を独立するって事は、私の稼ぎで事務員さんを養って行かなきゃいけないっていう、そういう状態になった時であるにもかかわらず、申し立てをした8月の売り上げが、今でも覚えていますけど、1ヶ月の売り上げが17万円だったんですよ。申し立てをする時期って、もう大崎事件の事しかできないんですね。他の事件の事は全然できなくて、売り上げが17万円で、「どうしよう、事務員さんの給料も払えない」みたいな話になったぐらい、

実は大変だったんです。その後、第二次再審請求が棄却されて、終わったのが2015年2月2日です。2015年2月2日に第二次が終わったということも、ちょっと覚えていてください。

【スライド⑧】さて、再審ってそもそもどんな手続なのかということを、ここでちょっとおさらいしておきたいと思います。今ずっと大崎事件の再審請求の流れを見ましたが、再審って何をどう闘っているのか。「なんか『大変、大変』と聞くけど、一体何が大変なのか」みたいなことを、ちょっと皆さんにも知っていただきたいと思います。再審手続は、刑事訴訟法435条から453条まで、たった19しか条文がありません。どんな手続かというと、先ほどもニュースの中で、2人の弁護士が「びろーん」って旗を、再審開始って言う旗を出していましたよね。あれを見ると、一般の人たちは「これで無罪になったんだ」って喜んじゃうみたいなのところがあるんですけど、そうじゃないんですね。再審請求という1段目のハードル、ここなんです、今やっているのは。この再審請求っていうのは、要は「裁判が間違っていた、確定判決が間違っていたから、やり直しの裁判をしてください」ということを求めていく手続です。今、大崎事件は、まだその再審請求という段階なんですね。この再審請求で開始決定が確定したときに、次の再審公判という2つ目のハードルに進むことができます。これが、やり直しの裁判そのものです。ここで、裁判長が法廷で「被告人は無罪」という判決を言い渡して、それが確定して、やっと再審無罪になるんです。二段構えの、2本のハードルがある手続だということをご理解下さい。

まず2本のハードルがあって、それだけでも大変なことです。現実には1段目の再審請求のところで何年も何十年もかかっている事件がザラです。1段目のハードルが高すぎるというところが、わが国の再審の1つの大きな問題になっているのです。ただですね、一応、現行刑訴法は、不利益再審を禁止しています。不利益再審って何でしょうか。再審は、裁判が間違ったときに間違いを正す手続なんですね。裁判をやり直す手続だから、理論上は2つ考えられます。要は、「間違っって有罪になった人を無罪にしてくれ」っていうのが1つですね。でも、逆も実はあり得るわけですよ。「間違っって無罪になった。でも、こいつ本当は犯人だから有罪にしてくれ」っていうことだって、理論上はあり得る。これを不利益再審と言います。要は無罪を有罪方向にするものを、不利益再審というのですが、実は今でもドイツではこの不

利益再審が認められています。意外と知られていないんですけど。ただ、日本もドイツ法に倣って再審規定を作ったので、戦前はこの不利益再審があったんです。でも、今の憲法になって、憲法 39 条で「二重の危険」を禁止するという、要は同じ罪では二度と裁かれないという、二度と刑事手続に曝されないという、こういう憲法上の要請が加わったことで、不利益再審はなくなりました。なので、現行法のもとでの再審の目的は、無辜の救済です。無辜というのは、誤った裁判によって有罪とされてしまった無実の人のことです。無実の人を救うための手続が再審なのです。ところが、さっき 1 段目のハードルが高いいましたね。どんなハードルかというと、そこに書いてある 435 条 6 号を見て下さい。実は、435 条に 1 号から 7 号まで様々な再審の事由が書いてあるんですけど、ほとんどが 6 号で求めていく再審なんですね。大崎事件もそうです。その 6 号の場合、どんなときに再審開始をしてくれるかという、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」とされています。この「明らかな証拠」のところを明白性の要件、「あらたに発見した」のところを新規性、よく新証拠と言いますけどね。明白な新証拠を私たち請求人の側が出して、それが認められて初めて、裁判のやり直しである再審の開始という決定が出るということです。この明白性という言葉、明らかなという言葉が、実はハードルを高めちゃってるんですね。この字面だけを見たら、これだけで無罪になるような証拠のことでと読めてしまいますよね。だって、「無罪を言い渡すべき明らかな」って言っているわけだから。その証拠でもって「もうこれは無罪」みたいなね。例えば「真犯人が出てきました」とか、足利事件みたいに DNA 型鑑定をやり直してみたらもう全然違いましたとか、もうそれはそれだけで無罪が明らかですよ。でも、それって、逆に言うと奇跡のような話です。そんなハードルの高い証拠じゃなければ再審の門は開かないということになったら、もうほとんど認められないってことになりますよね。かつてはそういう解釈だったんです。でもそれではダメだよということ、実は最高裁が昭和 50 年に画期的な決定を出します。これが、「白鳥決定」と呼ばれているものです。この「明らかな」の解釈はこうなんですよ、と言っているんですね。「もし、当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、果たしてその確定判決でなされたような事実認定に到達したかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠を総合的に評価して判断すべき」とであると。つまり、これは何を言っているかというと、新証拠そ

れ自体で明らかかどうかを判断するのではなくて、この新証拠を古い証拠の中にぶち込んでみました。すいません、言葉が乱暴で（笑）。それをガラポンにしてみました、つまり、「前にあった証拠と新しい証拠を混ぜてみて、全部見て、これで有罪認定が成り立つかな」という風に、後でもう一回チェックするんですね。その時に、『これは確定判決の有罪は無理』って思ったら、戻ってきてこの新証拠が明らかだったという風に判断しましょうね」と言うのが白鳥決定の意味なんです。わかります？だから、明白性と言うのは、結局は、新旧全証拠の総合評価によって、いわば相対的に見て決めましょうねということを宣言したのが、この白鳥決定です。しかも、その今言った明白性の判断にも、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用されるということも言っている。この決定は非常に重要な決定なんですね。今までは、疑わしいときは確定判決の利益になっていたんです。新証拠のハードルを高くすることで。白鳥決定はそうではないと言ったのです。今言ったように、新旧全証拠の総合評価によって、確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生じさえすれば、それで良いんだと。「疑わしいときは被告人の利益に」という鉄則なんだからね。ということで、これが、再審の扉を、ある意味で門戸を開放するきっかけになるだろうという風に変えられた再審決定なんですね。ただ、実は白鳥事件というのは結論自体は棄却なんですね。ただ、この後に死刑4再審とって、死刑事件が4事件相次いで再審無罪までいったので、この白鳥決定の影響力っていうのはすごく大きかったんです。ただ、この後で、この明白性のハードルのところの解釈が段々また厳しくなっていくって、なかなか再審の扉が開かないという時代がまた長く続くんですね。「逆流現象」なんて言われたりするんですけど。ちょうど大崎事件の第一次の開始決定が出た頃というのは、まさに逆流現象の真っ只中で、なかなか開始決定が出ない時代でした。最近では、また開始の方向に舵を切っているかな、いやそうではないかな、というように、判例の流れにも色々と時代があるというのは、今日皆さんにお配りしている、私の資料の中の、岩波の本の中で表にしていますので、あとで機会があったら読んでみて下さい。

【スライド⑨⑩】では、第三次再審をどのように闘ったのかということなんですけど、時間が限られていますので、今日はちょっと新証拠の中身まで踏み込んで話をすると、そこで終わってしまうので、こんな新証拠を出しましたということを簡単に説明します。今回、私たちが再審開始決定を取ったのは、第三次再審なんです

けれども、2つの新証拠を出しています。1つは、吉田謙一先生という、東京医科大学の法医学の先生なのですが、この先生による法医学鑑定です。この先生は、ご遺体の写真を見た結果、この遺体は白っぽい遺体であるということをおっしゃいました。首を絞めて殺したというのが自白ですよね。首を絞めて殺された人っていうのは、身体から血が出ていませんよね。つまり、亡くなったときに血が身体の中にある状態。そういう人が亡くなると、これまで循環していた血液が、もう循環が止まってしまうので、身体の中で重力に従って低い方に落ちていくんです。例えば、うつ伏せに死ぬと、顔とか胸の辺り、お腹の辺りが真っ赤になります。これが皮膚から透けて見える状態を、死斑といいます。だから、仰向けに死ぬと、背中が今度は真っ赤になりますよね。このご遺体には、そういった死斑とかがないということなのです。あとは、臓器の中に同じ現象が起ると「血液就下」って言うんですが、それもない。そもそも、この人の死因は窒息じゃないと。首締めどころか、窒息じゃあり得ない。きっと血がどこかに出ている死なんだと。ただ、刺されたりとかはしていないから、血は外には出ていないですよ。だけど、さっき言ったように、四郎さんは自転車で落っこちているんですよ、側溝に。そうすると、例えば大腿骨とか骨盤を骨折したりすると、体の中で内出血を起こして、それが外から気づかれずに亡くなってしまうことがよくあるんだそうです。そういう出血に関連した死じゃないかということを行ったのが、今回の吉田鑑定です。しかも、全く首周りには絞殺を窺わせる跡が無い。皆さんはわかると思いますけれども、力いっぱい首を紐状のもので締めたら、まず首のあたりがものすごいことになります。赤黒くなって、線が入るんですね。索条痕っていうんですけれども。それが無いんです、このご遺体は。ただ、堆肥の中に三日間埋まっていたので、腐敗が進んでいますから、皮膚はもうボロボロなんですよ。だから、そこはまあわかりません。だけど、中を開けてみたときに、中に筋肉の繊維がありますね。首を締められた人は、筋肉の繊維にも普通は出血が出るんですけれども、それもない。要は、首締めによる遺体だということを積極的に認める所見が全然ないってことなんですよ。だから、そうだとすると、この人たちがタオルで首を力いっぱい絞めて殺したという自白と、実際のご遺体の客観的な状況が完全に矛盾しているだろうと。むしろ、出血性ショックによって…。首の後ろに骨がありますよね。頸椎というんですけれども。頸椎の手前の部分、頸椎の前の…。人間の首の部分を開けると、まず喉がありますね。咽頭っ

ていいです。咽頭とか食道があるんですけど、この咽頭をガコッと外すと、首の後ろの骨が出てきます。四郎さんの遺体には首の骨の前の部分に、縦長の出血があったんですね。これが、先ほど言ったように、確定判決の時の城さんという鑑定人は、ここに血がいっぱい出ているから、だから首周りに外力がかかった死だというふうに言ったんですけれども。今の法医学者は、この縦長の頸椎椎体前の組織内出血を見ると、むち打ちと判断します。要するに、むち打ちって分かりますよね。交通事故とかでドンってやられたときに、首が後ろに行くんですね、勢いで。人間の首って、前には曲がりますが、後ろには普通曲がらないんですよ。でも、後ろからドンって力がかかると、もの凄い勢いで後ろに反っちゃうんです。その時に、首の骨の前の血管が切れる。これによってこの出血はできるんだということです。首締めじゃなくて、やはり、事故とかで死んだ所見だというのが、吉田鑑定です。

【スライド⑪～⑬】次にですね、供述心理鑑定というのがあるんですが。この供述心理鑑定が、今回の再審開始の核心となった鑑定なんですけど。先ほどのハナさんの供述を分析したものです。ハナさんは、「アヤ子さんが二郎さんに四郎さんの殺害をもちかけて、二郎さんがこれに応じて外出した。で、二郎さんが帰ってきて『うっ殺してきた』とぼそっと言った。さらに太郎さんが「加勢してきた、だまっちゃらんや」と言った」と供述しました。これが信用できるから、自白も信用できると第二次再審のときに言われました。ハナさんのこの3つの目撃供述が信用できないという話になれば、自白も支えを失うのではないかな。実は第二次再審の段階でも、自白はもうあんまり信用できないと判断されていました。だって、すごく変遷しているし、知的能力の問題もあるから、ということで。なのに、「ハナさんで信用できるからみんな信用できる」みたいなことを言われていたのです。じゃあ、今回はハナさんの供述が本当にそんなに信用できるのかということをチェックしてみたんですね。詳しい話をしていると終わってしまうので、あんまり詳しい話にはできないんですが、簡単に言うんですけど、このハナさんの供述というのは、「家政婦は見た」というドラマがあるじゃないですか。都合が良いときに、そこに居るんですね。ハナさんも、夜中ですよ、だって。夜中に、寝ている人が突然トイレに行きたくって起きるんですね。で、トイレに行きたくって起きたときに、たまたまいつも目撃したり耳で聴いたりするんですね。で、その後に、しかも、普通自分の夫がですよ、「殺してきた」と言って夜中に帰ってきたら、普通は動揺しますよね。なのに、

この人は、そのまま寝るんです、いつも。大事なことを見たり聞いたりした後に、寝ちゃうんですね。で、しばらくうとうと寝ると、またおしっこに行きたくなくて、また起きるんですね。そのときに、今度は息子が帰ってきて「加勢してきた」とか言うんですよ。さっき旦那が「うっ殺してきた」と言って帰ってきて、今度は息子が「加勢してきた」と言って帰ってきて、しかも口止めまでしているんですよ、「だまっちょらんや」って。普通の人はどうします？「あんたたち、何してきたの？」って聞き返したりとかしませんか？しますよね？なのに、また寝てるんです、そのまま。だから、全然おかしいんですよ。別に心理学者じゃなくても私でもおかしいと思いますけど。こういうことを分析することで、こんな不自然なところが繰り返し見られるということは、体験していないことを語っているからなんだ、という鑑定がされたということです。

そのような最初の鑑定（私たちが第三次再審の新証拠として出した鑑定）に対して、裁判長から、「確かにそれは仰る通りかもしれないけども、供述調書っていうのは検察官の作文なので、検察官は調書に書かなかただけなんじゃないか」と。「『加勢してきた』とか『だまっちょらんや』って言われたときに、ハナさんは『すごくビックリして私は聞き返しました』とか言ったかもしれないけど、有罪立証には関係ないからたまたま調書に取ってないんじゃないか」みたいなことを言われたので、「じゃあ、検察官の調書だけでなく、他の調書もひっくるめて全部調べてみましょう」ということで、心理学者の先生に再度お願いして、もう一回すべての、さっきの目撃供述だけでなく、ハナさんの供述全部をもう一回鑑定してもらったんです。そうしたら、ビックリしたことに、アヤ子さんが事件に関与していることを窺わせている場面だけ変なんです。あとのところのハナさんの供述は、全部ちゃんとコミュニケーションができています。つまり、コミュニケーションというのは「私がこう言ったら、相手がこんな風に言いました」とか、「相手がこう言ったので、私はこう思いました」という「やりとり」のことですよ。これがコミュニケーションです。他のところには、ちゃんとこういうやり取りがあるんです。だけど、アヤ子さんが関わっている場面だけ、つまり事件を窺わせる場面だけ、ハナさんが全然無反応になってしまうという、そのくらい、きれいにこの徴候が出たので、やっぱりハナさんの目撃供述は体験していないのではないかと、という鑑定がされた訳です。

【スライド⑭】 今回の第三次再審の非常に特筆すべき点は、裁判所が大変やる気を見せたことです。さっき、覚えていますか、皆さん。第二次再審が終わった日付を覚えておいてね、と言ったんですけど、2015年2月2日でしたね。なんと、第二次再審が終わってから第三次再審の申立てまで5ヶ月しかかかっていないんですね。弁護人も頑張りました。第一次から第二次にいくときは4年半かかりましたけど、第二次から第三次のときは5ヶ月です。だってアヤ子さん88歳ですから、このとき。早くしないと、早くしないと、ということで早く申し立てたんですね。そうしたら、我々の「アヤさんが生きていうちに何とかしてください」という気持ちを裁判所が汲んでくれたんですね。なんと、申し立てた当日に、私たちと面談してくれて、裁判官3人がですね。それで、「尋問はこの日とこの日とこの日しか空いていないから」と。裁判員裁判が入っているから忙しいんですね、裁判所も。だから、「合間のこことここここが空いているから、尋問をするんだったらここにしましょう」と初日に言ってくれたのです。見ていただいて分かる通り、1年半くらいの間で証人尋問を4回やっています。供述心理の心理学者は2回尋問をやっています。最終意見書を去年11月30日に出して、その半年後くらいに今回の決定が出ています。他がどのくらいかかっているかが分からないと、なかなかこの凄さが分からないんですけど、普通、例えばですね、第一次再審の開始決定が出たって言いましたよね。あれは申立てから開始決定まで7年かかっています。それがスタンダードだと思って下さい。それが、1年半でここまでの事実調べをやって、開始決定まで行ったというのは、もの凄く早い。異常なくらいの速さです。それくらい、裁判所が頑張ったということです。

【スライド⑮】 じゃあ、どんな風に頑張ったのかということですけど、今言ったように、裁判所は初日から弁護団との面談に応じてくれました。うちの弁護団には、いくつもの再審事件で弁護人をやった経験のある超ベテランの弁護士とか居るんですけど、「こんなの初めてだ」という風に言ったくらい、初日から裁判所が会うなんて普通はあり得ないというスタートでした。それで尋問の日程も決まりました。申立てから決定までの間に2年で、実質の審理期間は1年8ヶ月でした。進行協議期日は、この1年8ヶ月の間に13回やっています。進行協議という打合せの回数もものすごく多いんですね。再審は、さっき言ったように刑事訴訟法の規定が19条しかありませんし、手続規定は1条しかない。445条というところに、「事実の取調」

ができると書いてあるだけなのです。どんな風に手続を進めるかというのはその裁判所の判断に任されているんです。なので、これだけの熱心な審理をやるというのは際立っていると言っていいと思います。弁護団も「裁判所が頑張っているので私たちも頑張らしましょう」ということで、だいぶ頑張りました。一番頑張った点は、書面をコンパクトにすることなんです。例えば、第一次再審の再審請求書って300頁くらいあるんですけど、そういう長い書面を書いても、裁判所はなかなかそれは読むのが大変じゃないですか。相手もやる気になっている訳だし、我々もちゃんとポイントを突いた短い書面を出すことで、早く裁判をしてもらいましょうということになりました。申立書が29頁。最終意見書ってというのは普通300頁くらい書きますけど、これは50頁。最終意見補充書は35頁。逆に、ビジュアルに、文字ではなくて見て分かるもので早く判断して欲しいということで、証拠開示によって、さっきNHKのニュース映像で私がこうやってネガを広げて見せていましたけど。初めて弁護団に開示されたネガフィルムがいっぱいあったんです。これを現像したら1,300枚くらいあったんです、写真の数が。その中から意味のある写真をピックアップして、それをパワーポイントにして、進行協議期日という法曹三者が集まる期日で、今の講義みたいにプレゼンをしたんですね。そのプレゼンをしたパワーポイントと読み上げ原稿も最終意見書補充書に添付して、「写真の読み方」みたいな、ガイドブックみたいな形で渡しました。そんなことをやって、少しでも分かりやすく裁判所が迅速に決定を書いてくれるように、弁護団も頑張ったということです。

【スライド⑩】とにかく裁判所の訴訟指揮は積極的でした。いくつかトピックがあるんですけど、1つは供述心理鑑定に対する姿勢です。先ほどのニュース映像で、東京高裁の元部総括判事の門野博さんも「供述心理鑑定を認めた画期的な決定だ」と言っていましたね。認めるからには、ちゃんと調べたいということで、2回尋問をやっているんですね。供述心理鑑定人だけ。法医学者の尋問もやりましたが、供述心理の鑑定人は2回裁判所が呼んで話を聞いています。しかもビックリなのは、2回目のときに、尋問の前に「大橋先生、高木先生に裁判所からお尋ねしたいことの概要」というA4で1枚の書面を裁判所がわざわざ弁護人に事前に渡して、「我々はこのことを聴きたいから」というメッセージをもらいました。試験前に試験問題を見せちゃったみたいな裁判所の関心事項を示す書面を渡されたのです。私たちは、それを持って大橋先生と高木先生のところに行って「裁判所はこういうとこ

ろに関心を持っていますから、こういうことを話してください」という打合せをしました。あとは、アクティブな裁判所で、私たちが開示写真のネガフィルムを写真にする、プリントする作業のときに、これを弁護団だけでやると検察官が「当時の色と違う」とか絶対言うんですよ、再現状況がその通りではないとか言うんですよ。だから、そういうことで採めないようにっていうことで、ネガフィルムを印画する、プリントするときに、一般の民間の写真屋さんを1日営業妨害してそこにこもってプリントしてもらったんですけど、弁護士と検察官が立ち会いました。そこまでは普通なんですけど、裁判長も来たんですよ。裁判長もその印画作業に立ち会って、「弁護士と検察官が両方合意の上でこの色にしました」というところをちゃんとジャッジが見ている。それで、後々そういうことで言い争いになったり蒸し返しにならないように配慮してくれたということもありました。

【スライド⑰】証拠開示についても、証拠を出せというと、たいてい検察官が「不見当」とか「不存在」と言うんですね。不見当というのは「探したけど見当たりませんでした」という意味です。不存在というのは「そもそもないです」という意味です。今まではよく「不見当」という言葉を使っていたんですね。なぜ「不見当」と言うかという、後で出てきちゃったときに「不存在」と言うと嘘をついていたことになるので、「見当たらなかったんです、後で別のところを探したら出てきました」と言えるように「不見当」と言うことが多いのです。大崎では「不存在」と言っていた証拠も実は出てきたんですね。検察官が「不存在」と言ったときに、裁判官がこう言ったんです。「私たちは、存在する場合には証拠開示を再度勧告するつもりなので、もし無い場合にはその合理的な理由を書面で報告するように」と。そのときの期日調書にもそう書いてありました。そうしたところ、これまで「無い、無い」と言っていたのに、新たにネガフィルムが18本出てきました。ということで、いかに検察が証拠を隠していたかということが分かったわけです。この18本は第三次再審で初めて出てきました。つまり、事件から37年も経って初めて出てきたわけですよ。こういうこともありました。出て来たネガフィルムで開示写真のプリントをして、それをプレゼンにしたとき、ひしひしと私が感じたのは、裁判所が「何とか再審の目的である無辜の救済のために頑張らなきゃ」とする姿勢でした。元々、再審というのは職権主義の手續なんですね。再審の規定はドイツ法の規定がそのままなので、通常審のように当事者主義が妥当していないんです。制度の建て付けは

職権主義なんです。ところが、今までの職権主義というのは、裁判所に「これやってよ、あれやってよ」と言ったときに、裁判所が「えー、だって職権主義だから別にやらなくても良いじゃん」という風に、裁判所が何もしないことの言い訳として、「我々の裁量だから私たちに任せて」みたいな形で、何もしないことの言い訳としてよく職権主義という言葉を使っていたんですけど、今回は逆だったんですね。「私たちの職権でやりますから」ということで、証拠開示も勧告するし、尋問もしっかりやるし、訴訟指揮もちゃんとやるし、と。私はこれに「積極的職権主義」という名前をつけて、今回の審理は再審請求のあるべき姿、モデルになるのではないかという風に思っています。

少し時間がないので飛ばします。先ほども言ったように、今回はネガを巡る攻防が凄くてですね。無い、無いと言っていたネガが最終的にはたくさん出てきて、写真も全部プリントできて1,300枚くらい写真ができたり、そういうやり取りがあったということを書いています。ここは時間がないので飛ばしますが、後で別のところでこの辺りの攻防の話が出来ればと思っています。

【スライド⑩】裁判所が積極的な訴訟指揮をしたことで、今回の開始決定が出ました。では、開始決定はどんな風に判断をしたのかについて見てみましょう。先ほど、白鳥決定をやりましたよね。今回の開始決定は白鳥決定に非常に忠実な判断枠組みなんですけど、それを図示したいと思います。これは確定審の証拠構造です。まず、私たちが新証拠を2つ出しました。先ほど説明した、法医学の吉田鑑定と、大橋・高木供述心理鑑定を出したわけです。まずはその鑑定がダメージを与えようとしている旧証拠に対して、打撃を与えたかどうかというところのチェックから入るんですね。分かりますかね。吉田鑑定は何のために出しているかというと、最初の城鑑定が全然ダメダメな鑑定だったから、この城鑑定をまずは叩きたい。城鑑定は信用できないと言いたい。さらに、城鑑定が信用できないだけでなく、何度も言うようですが、一郎さん・二郎さんの殺害の自白というのは「タオルで首を力いっぱい絞めて殺しました」という自白なので、もし殺殺じゃないということだったら、自白の信用性も落ちますよね。つまり、吉田鑑定は、一郎さん・二郎さんの殺害に関する自白の証明力を落とす。それから、城鑑定の証明力も落とすと。こんな風に、新証拠というのは「元々出ていた証拠がダメだよ」と言うために出すわけです。これは「新証拠と立証命題を共通する旧証拠」という風に、ちょっと難し

い言葉では言うんです。要は、新証拠が立証命題としている旧証拠の証明力・証拠価値を落としているかどうかをまずは見るわけです。今回は、吉田鑑定はばっちり城鑑定の証明力を落としました。一郎さん・二郎さんの自白の証明力にも打撃を与えました。供述心理鑑定は、ハナさんの供述が信用できるかどうかということで、ハナさんの心理鑑定をした訳ですから、当然にハナさんの供述に打撃を与えた訳ですね。こうやって、古い証拠群に打撃を与えているから、この2つの新証拠はそれなりの価値がある、証明力が認められるよということになるわけです。こうなったところで、次に「ガラポン」です。つまり新旧全証拠の総合評価に移って、確定判決の有罪認定が維持できるかという次の局面に入ります。白鳥決定は新旧全証拠の総合評価というところだけ先ほどお見せしましたが、実は厳密に言うと今言ったように二段構えの判断をしていると解釈されています。まずは、新証拠が関連する旧証拠の証明力を落としているかどうかをみる。これが証明力判断。さらに、これが認められれば、全体をガラポンにして、確定判決の有罪認定が維持できるかというところに行く。このときの全証拠というのは、実は確定審段階の証拠（旧証拠）だけではないんです。大崎事件みたいに、何度も再審請求をしている事件は、それぞれの段階で証拠を出しているんですよね。これも全部含まれます、という考え方なんです。ですから、確定審段階の証拠、第一次再審のときの証拠、第二次再審のときの証拠、そして今回の新証拠全部をガラポンにして、確定判決の有罪認定が立つかという判断をします。だから、今回、第二次再審のときに出した大橋・高木旧鑑定もあるんです。実は、私たちが大橋先生・高木先生に鑑定を依頼したのは2度目なんです。第二次再審のときは自白についての供述心理鑑定をお願いしていて、ある程度の効力は認められたんです。結論は負けでしたけど。で、今回は、ハナさんの供述心理鑑定を依頼したのですが、第二次の時の自白についての鑑定も、今回の総合評価に加えて、自白の信用性は認められないという判断を今回しているんですね。ですから、今までの証拠とか、証拠開示によって出てきた証拠とかも皆この総合評価に加えているということになります。

【スライド⑨】で、それをガラポンしたらどうなったかという結論です。新証拠は、まず、吉田鑑定は「遺体には頸部圧迫による窒息死であることを積極的に肯定する所見はない」という風に、「ご遺体は窒息死じゃない、首締め死じゃない」という限度で、城鑑定の古い鑑定の証明力を落としています。供述心理鑑定については、

検察官が意見書ではろくそに言ってくる訳ですよ。「こんなものは科学じゃない」とか「証拠じゃない」とか、色々言うんですけど、そういう検察官の批判もちゃんと考慮に入れて、検察官の批判に基づいて検討してもやっぱり供述心理鑑定が合理的だと結論づけました。そして、合理的な鑑定だということになると、当然にハナさんの供述の信用性を落とすという、証明力が認められることになります。どうしてか分かりますよね。さっき言ったように、この大橋・高木鑑定は「この供述は体験していないことを語っている可能性がある」と鑑定しました。体験していないことですから、それは嘘を言っているわけですよ。ですから、この人の供述の信用性は落ちるということで、総合評価に進みました。総合評価は4つに分けていますが、まず死因について。タオルによる絞殺というのはもう無理だよ、と。一郎さん・二郎さんの自白についても、信用性は高くないと。太郎さんの自白も、暗示・誘導による虚偽供述の疑いを否定できない。ハナさんの供述についても、内容も不自然だし信用性も高くないと。結局、どれもこれも信用できないということで、結論として、こんな風に言っています。アヤ子さん・一郎さん・二郎さん3名の共謀により四郎さんを殺害した、そしてこれに太郎さんが加わって4名で共謀の上、四郎さんの遺体を遺棄したというのが確定判決の有罪認定だったわけですが、そのような共謀も殺害行為も死体遺棄もなかった疑いを否定できないと。つまり、この人々たちによる殺人も死体遺棄もなかったんだというところまで認定して、再審開始を決めたわけです。

【スライド②⑩】この開始決定には、色々特徴があるのですが、まず非常にびっくりしたのは、決定書の本文が3頁だったんですね。再審開始決定って、普通今までの私の経験だと100頁以上あるものが多いです。それがいきなり3頁ってということで「えーっ」と思ったら、別添方式と言って、本文の後に別冊のように別添1、別添2、別添3という風に別冊の中に詳しい理由付けとかが書いてあって、最初の本文は骨組みだけという極めて斬新な形を採っていました。しかも、今までだと文中にくどくどと判例の引用とか証拠番号の引用とかがあったんですが、それもなく、非常に読みやすいという、形式的な特徴を持っていました。

そして、内容面における特徴は、何と言っても、我が国の再審史上初めて、心理学の鑑定を刑法435条6号の「新証拠」だと、明白な新証拠だと認めたことです。これからいくら再審事件が出てきても「初めては大崎事件です」と言われるわけで

すね。それから、開始決定中の表現が非常にリアルで、すごく分かりやすい比喻を使って、信用できないことを言うときに「人を殺す共謀をしているのに、まるで連れだって温泉にでも行くような気安さで声をかけている」みたいなことを書いているんですね。決定書に「まるで連れ立って温泉にでも行くような」って書いてあるんですよ。そういう風に、一般の人が読んでもわかるような比喻でもって、「そんな風に殺害の共謀をするわけないでしょ」っていうことを言ったりしています。そういうことを言うと、この決定はあまりに大胆で斬新過ぎて「異端なんじゃないか」とか、「今までのスタンダードから離れちゃって認め難いんじゃないか」みたいなことを言われかねないので、言っておくんですけど、そうではないんです。非常に周到にして堅実な決定でもあるんですね。それは、今までの再審の判例の枠組みにも本当に忠実ですし、「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則にも忠実に従っています。例えば、皆さんずっと私のマシングントークを聴いていて思った方もいるかもしれないんですけど、「殺害行為が無かったって言うけどさ…だけど死体は堆肥に埋まっていたんだよね。だから誰か埋めた人がいるんじゃないの？」って思いませんでしたか？でも、それは要らないんですね。つまり、アヤ子さん達の犯行について合理的な疑いが生じていれば、真犯人は誰だったのかとか、どうして堆肥に埋まっていたのかということまでを証明しなくたって十分なんだっていう、そういう考え方にこの決定は貫かれています。そういうアナザーストーリーとかには一切踏み込まずに終わるということです。

【スライド⑳】大崎事件は、私はいつも言うんですけど。ラーメン屋さんでつけ麺を注文するときに「全部乗せ」ってあるじゃないですか、チャーシューも乗ってます、煮卵も乗ってます、海苔も乗ってます、っていう。私は冤罪事件・再審事件の「全部乗せ」状態が大崎事件だと思っています。つまり、大崎事件という1つの再審事件が、この国の刑事司法の問題を全部含んでいるような、そういうものを凄く私は感じるのです。日本の刑事司法って、色々と問題がありますけど、大崎事件から見えるものがどんなものかということを考えてみましょう。1つは、とにかく今の刑事訴訟法って付け焼き刃で作ったということです、戦後間もない頃に。「いずれちゃんとしたものを作りましょう」みたいなことでいたんですけど、そのまま70年経っています。他の通常審のところは、ずいぶん改正されましたよね。公判前整理手続が入ったりとか、そこに証拠開示の規定も一応入っています。今度取調

べの可視化も一応導入されましたけど、一方で、再審は70年間1回も改正されることがないんです。ただの1回も。「戦後は当事者主義になって良かったね」みたいなことが言われたりしますが、実際は非常に強すぎる検察官によって歪められた事実認定がされたツケが今再審に回ってきていると思います。更に、先ほどから何度も言っているように、条文の数が非常に少ないので、今回みたいにやる気のある裁判官に当たれば良いですよ。でも、当たらないときは何もしてもらえないまま再審が終わっちゃうってということも実際にはあります。

【スライド②】特に、大崎事件は、最初に申し上げたとおり、男性3人がいずれも知的障害を抱えていたんですね。この人達の自白を鵜呑みにしたことが冤罪の最大の要因だと最初の方で言いました。こういう供述弱者の人がどんな風に供述を取られているかというと、取調べ段階ではこんな感じなんですね。質問をされているんだけど、意味が分からないんですね。繰り返し繰り返し、何度も何度も同じことを聞かれます。そうすると、怒られていると思うんです。怒られているから、嫌だなんて思って、試しに「はい」ってやってみました。そうしたら急に相手がニコニコし始めて、「そうかそうか、やっと分かってくれたか」みたいなことを言うんですね。それで自白調書が巻かれるのです。私が何でこういう話をするかというと、自分の弟が知的障害者なんです。だから、この人達が責められたり繰り返し同じことを詰問されたりしたときに、いかに弱いかということを、私は身をもって知っています。「はい」とか言うと、分かったフリをすると、相手がそれ以上追及するのを止めてくれるんですよ。そこを学習しているんです。だから、誘導にのりやすい、暗示にかかりやすい。でも、その取調べは可視化されていないから、一体どんな取調べだったか分からない訳です。そうは言っても法廷で自白しているじゃないか、と思うかもしれませんが。今までは、「取調べで自白していて、法廷でまで自白していたら、そりゃもう黒でしょう」というのが常識だったんです。でも、法廷でも、例えば大崎事件の法廷での自白は、公判調書を見ると「・・・」ばかりなんです。「あなたは殺したのか、殺していないのか」「殴ったのか、殴っていないのか」「・・・」みたいな。語れていないんです。要するに、否認をしていないというだけであって、実際に認めていると言ったって、語っていないんですね、何も。語れていないし、どの人が弁護人でどの人が裁判官かも分からなかったと、3人のうちの1人が後で言っています。また、後ろで刑事が見張っているって思っている場合

もあります。足利事件の菅家さんがそうでしたね。あとは、何を言ってももう無駄だという絶望感もあって、とにかく法廷でも自白を維持したというよりは、もう諦めちゃって、そのままにしちゃっていたというのが、供述弱者の人達の公判廷の自白です。検察も、最近は供述弱者の問題に目を向けて、色々やっています、ちゃんと可視化していますと言うんですけど、条文上は全事件録画が実現していませんし、全過程ということもないです。例えば、任意同行されたときの状況は闇の中ですから、供述弱者については全く手当がされていないということになります。

最後に、再審と証拠開示の話【スライド②③④】、検察官抗告【スライド⑤～⑧】の話がちょっと残っているんですけど、ここは飛ばします。質疑のところから出てきた話をしたいと思っています。だいぶ飛びますがけれども、最後のスライドに、こういう風に、皆さんに問題意識を持ってもらうために書きました【スライド⑨】。再審制度を勉強すると、色々思うことがあるんですけど、素朴な疑問を皆さんに持ってほしいなと思っています。例えば、再審って、有罪確定判決をした裁判所に申し立てることになっているんです。鹿児島地裁の判決が確定したら、鹿児島地裁に再審請求をするんです。つまり、自分たちの先輩がした間違いを後輩が正すという制度になっているんですね。でも、やっぱり先輩のしたことにNOを突きつける、×を突きつけるってそんなに簡単じゃないんじゃないかと思いませんか？色々しながらみもあるし、出世もあるし。そういうことでもいいんですかね。また、とにかくさっきも証拠開示の話もしましたが、捜査機関が全部を握っています。圧倒的な国家権力を背景に、もの凄い証拠収集能力を持っていますから。彼らは、通常審の段階では有罪方向の証拠しか基本的には出しません。今でこそ、公判前整理手続で類型証拠開示とか主張関連証拠とかで出てきますけど、この当時は無罪方向の証拠は何も出てきていないと思って良いと思います。その証拠を、確定して裁判が終わった後もずっと検察庁が持っているんですね。我々があれを出せ、これを出せと言っても、のらりくらりとかわしたり、無いとか言ってみたりするんですが、この状態っていいんですかね。しかも、無くしたり隠したり捨てたりするんですね。それを罰せられていない。あと、8月の売上げ17万っていう話をしましたが、再審って完全にボランティアです。依頼者からは一銭も貰っていません。でも、国選弁護制度はありません。基本的にはボランティアです。でも、ドイツとかでは、再審請求だってちゃんと国選弁護人がつけられるんですね。何で日本は無いんですかね、っ

という話ですよ。それから、再審無罪になるまで半世紀もかかる。大崎事件は現時点で38年です。袴田事件は半世紀経ちました。そんなのっておかしいですか？ということです。袴田事件はまだ終わっていませんからね。そして、さっきから言っているように、条文の数が圧倒的に少ない。裁判所の胸先三寸で手続が進められていく。こんなことで良いんですかね、ということを皆さんに問いかけて、今日は終わりたいと思います。ありがとうございました。

質疑応答

安部：鴨志田先生、貴重なお話をどうもありがとうございました。それでは、せっかくの機会ですので、質問等がある方は是非どうぞ。

学生A：ハナさんは、なぜ嘘の供述をしたと考えていますか？

鴨志田：それは凄く良い質問だと思います。ハナさんは、二郎さんの奥さんで、二郎さんのお母さんなので、要は自分の夫と息子が有罪になっちゃうような目撃証言をしているんですよ。そこがどうしてなんだろうっていうのは、本当にその通りだと思うんですよ。実際に、第二次再審までが「ハナさんの供述は信用できる」と言ったのも、殊更に自分の夫とか息子を有罪に持って行くような証言をするということは考えられないだろうということで、信用できると言ったんだと思うのです。でも実は、こういう事情があります。実は、アヤさんはハナさんにも保険をかけていたんですね。そのことをハナさんは警察から聞かされて、「お前にもアヤ子は保険をかけていたんだ、お前だって狙われていたかもしれんぞ」みたいなことをどうも言われたみたいなんです。ハナさんは非常に身体が弱い人で、この当時は寝たり起きたりみたいな生活で、死にそうになりながら取調べを受けていて。この近い人間関係ですから、自分も最初は共犯者として疑われたんだと思うんですね。そうこうするうちに、旦那が捕まり、息子が捕まり、逮捕されていって、次はお前だぞみたいな状況になったときに、「自分は違う」と言いたいという心理が働くと思います。それから、もう夫や息子は自白して捕まっちゃっていますから、ハナさんはもう夫や息子はクロだと思っていたのではないのでしょうか。それを少しでも軽くしたいと思ったら、どうすると思いますか？「首

謀者はアヤ子さんです。うちの夫たちはアヤ子に唆されたからこんなことになったんです」と言えば、ちょっとでも自分の夫や息子は軽くなりますよね。ということで、そのような虚偽の供述をしてしまったのではないかと私たちは考えています。やっぱりハナさんは体験していないことを、アヤ子さんが悪い奴で、アヤ子さんに唆されたということを、おそらく警察にもそのような誘導をされたのではないかと私たちは思っています。

学生B：パワポ16枚目3番「証拠開示勧告」のところに書いてありますけど、検察官が「不見当」とか「不存在」と言ったときに、大崎の場合は裁判官が積極的な開示勧告をしたと思います。大崎以外の、通常の場合、裁判官はどのような対応をしているんですか。

鴨志田：大崎事件は、今日飛ばしたスライドの中に出てくるんですけど、第二次再審の鹿児島地裁での請求審のときは、裁判所が証拠開示の勧告なども何もしないまま、すぐに棄却決定をしちゃったんですね。そのときにも同じような話がありました。我々が「出せ」と証拠開示請求をして、検察官が「不見当です」という風に言ったんですね。今回と同じようなやり取りがあったのです。そのときに、裁判官は「まあ検察官はないって言っていますから」と言って、それだけで終わっちゃう。そのような訴訟指揮をする裁判官もものすごく多いです。それどころか、進行協議という法曹三者のやり取りの場面設定さえしない裁判官も、再審の裁判体の中にはいます。本当にもの凄いの差があります。私はそれに「再審格差」という言葉を作って、第二次再審のときに裁判所がまったくやる気がなかったことを批判しました。そういう裁判官もいるということです。全然スルーしちゃって、「検事がないって言うんだから、きつとないんですよ」という裁判官もいるということです。

学生C：第三次再審で、同じ方による供述心理鑑定を2回やったというお話がありました。あまり手応えがなかった1回目を踏まえて、どのような形で2回目の鑑定をしたのか、もう少し詳しく教えて下さい。

鴨志田：最初の新証拠として出したハナさんの鑑定は、第二次再審のときに、一郎さん・二郎さんの自白はそれだけではあまり信用できないというところまで判断

してもらったのに、ハナさんの先ほどの3つの目撃供述—アヤ子さんが二郎さんに殺害をもちかけるのを見た、二郎さんが帰ってきて「うっ殺してきた」というのを聞いた、太郎さんが帰ってきて「加勢してきた」というのを聞いたという3つの供述—が信用できるから、全部リカバーしちゃって、自白も信用できるみたいな判断を、第二次再審の最後のところでされたんです。だから、この3つを弾劾すれば、もう自白が立たないだろうということで、この3つに絞った鑑定をしてもらったんですね。そうしたら、さっき言ったように、裁判長から「ハナさんの供述は検面調査だから、検察官が取捨選択して余計なことを調書に取らなかった可能性もあるんじゃないか」ということを言われたので、「じゃあそれ以外も全部を対象にして鑑定することで、他との比較をしてみましょう」ということになって、2つ目の鑑定を出したんです。要は、最初から全部やらなかったのは、そういう理由があるんですね。2つ目の方を出したときに、裁判所が食いついたというか、裁判所も「これはいけるかも」という感覚を持ったんだと思うんですね。さらに、裁判所の方からテスト問題というか尋問事項を示してきたことで、私たちが「これはいけるかもしれない」という形で、さらに尋問事項を練っていったということはありません。だから、裁判所に結構助けられたという部分があって。それも、さっき言った「積極的職権主義」—裁判所が知りたいと思っていることに我々が答えていくのでも良いのかな、と思いました。

安部：時間が無くなってきてしまいましたので、最後に私の方から、鴨志田先生に是非伺いたい点を1つ質問致します。法学部の学生全員が法律家になる訳ではありません。そのような状況の中で、大崎事件あるいは日本の再審事件を踏まえて、非法律家は刑事司法と関連してどういう役割を果たしていけば良いのでしょうか。

鴨志田：先ほどから何回も言っているように、日本の再審の規定は19条しかない。そして、戦後70年以上経って、1回も手が増えられたことがない。それはなんでなんだろうって考えたときに、通常審には裁判員裁判の導入とか色々大きな出来事があったんですよね。それはやっぱり、いろんな変な裁判があって「プロの裁判官だけに任せていたらやばいんじゃないか」みたいな一般の人達の考え、世論、想いとかがあって、最後はそういったものが国会に上がって法律ができて、立法がされてということだと思うんです。でも、再審となると、条文も最後の方

だし、再審のシステムそのものも今までは少なくともそれほど一般の人に知られていなかった。非常に非日常の遠い世界のここのように思われていたと思うんですね。だけど、例えば痴漢冤罪事件だったり、鹿児島には志布志事件という選挙違反の事件で12人全員が無罪になった事件とかがあって、誰でも、普通の人も間違った裁判で有罪になってしまうことがあるということが、やっとこの10年くらいの間に身近になってきた。今、そういう時代になって、再審のことも報道されるようになって、私は今すごくチャンスだと思っているんです。先ほども言ったように、38年とか50年とか、皆さん目を瞑って考えてみて下さい。アヤ子さんは、捕まったときに52歳だったんです。今、90歳ですよ。普通だったら、孫の顔を見て、孫を抱いて、おばあちゃんが孫にお小遣いをあげたりとか、平和な38年だったと思うんです。それを一切許されずに、ひたすら無実を晴らすことだけのためにこの38年を費やさなければならなかったわけです。布川事件の桜井昌司さんという冤罪被害者がいますけど、彼は21歳で捕まって、出てきたときにはもう49歳とかになっていたんですよ。その29年間で普通の人たちは、恋愛をして結婚をして子どもを作ったという時期ですよ。桜井さんはその時期を丸ごと刑務所に閉じこめられていたのです。そういうことを皆さんにイメージしていただきたいし、知ってもらうことで「やっぱりこれおかしいよね」という声を例えばマスコミが拾って、それが世論になって、そして最後はこの国の制度とか法律を変えていくということができれば、こういう被害も救われていくんじゃないかと思うのです。いつも考えていたら大変だけどもね。ちょっと心のどこかに「そういえばこんな話があったな」ということを留めてもらって。何かニュースとかで出てきたときに、あなた方の彼氏・彼女とかお父さん・お母さんに、「これって変だよ、この制度ってこんなものなんだよ」と話題にもらって、そのことが私は世の中を動かす力になると思っているので、是非今日聞いたことも含めて考えて頂きたいなと思っています。

安部：ありがとうございます。今日お話にありました、再審開始決定の構成の特殊性については、既に決定書がLEX/DBに掲載されていますから³⁾、是非見ていた

3) 鹿児島地決平成29年6月28日判時2343号23頁〔LEX/DB：25545985〕。

だければと思います。それから、今日のマシンガントークの熱量そのままに、鴨志田先生の熱が伝わるご論文が季刊刑事弁護92号に掲載されていますので、お手にとっていただければと思います⁴⁾。それでは、鴨志田先生、本日は大変お忙しいところ、ありがとうございました。

おわりに（安部祥太）

大崎事件は、2017年6月28日に鹿児島地裁が再審開始を決定した後、2017年7月3日に鹿児島地検が即時抗告しており、現在は福岡高裁宮崎支部に係属している⁵⁾。1985年に発生した松橋事件は、2016年6月に熊本地裁が再審開始を決定し、検察官による即時抗告の後、2017年11月29日に福岡高裁が再審開始決定を維持する決定を示した(2017年12月4日に福岡高検が特別抗告した。)⁶⁾。本講演中に言及があった袴田事件も、2014年3月27日に静岡地裁が再審開始を決定した後、検察官によって即時抗告がなされ、現在東京高裁に係属している⁷⁾。これらは、検察官抗告がもたらす問題を示している。また、松橋事件では、再審請求人不在の問題が危惧されている。さらに、ハンセン病患者隔離法廷が問題となった菊池事件と関連し、憲法再審の必要性が説かれることもある⁸⁾。

本講演会で鴨志田先生が指摘された問題点の他、現在注目されている再審事件が示す問題点は、いずれも基本的には現行法の解釈論では対応が困難なものである。本講演でも説かれたように、再審法制は現行法制定後約70年間で1回も改正されることがない。その意味で、立法による解決が喫緊の課題と認識されている⁹⁾。この点、再審の状況を「知ってもらうことで『やっぱりこれおかしいよね』という声

4) 鴨志田・前掲注(2)99頁以下。

5) 朝日新聞2017年7月4日付「大崎事件、即時抗告 鹿児島地検、再審決定に不服」。

6) 朝日新聞2017年12月5日付「再審、遠すぎる道 松橋事件、検察側が特別抗告」。

7) 朝日新聞2017年11月7日付「再審、年度内に判断へ 袴田事件、鑑定手法が争点」。

8) 菊池事件に関する最新の論稿として、「特別企画 特別法廷への検察の謝罪と菊池事件 再審請求の不作為」法セミ757号(2018年)70頁以下に所収の各論文を参照。

9) 鴨志田先生と安部も執筆している、九州再審弁護団連絡会出版委員会編『緊急提言！刑事再審法改正と国会の責任』(日本評論社、2017年)は、このような問題意識によって出版された。

が挙がり、それが世論になって、制度や法律を変えていくことができれば、こういう被害も救われていくんじゃないか」という鴨志田先生の問題意識は、法学演習履修者をはじめとする聴衆の心に響いたようであり、再審への関心を強くした法曹志望者も見受けられる。このような形で、本講演会およびこの講演録が刑事再審を巡る状況改善の契機の一つになることを願う。大変ご多忙の中、大崎事件弁護団会議などの合間を縫って鹿児島からわざわざ駆けつけて下さった鴨志田先生に、改めて御礼申し上げたい。

スライド1

青山学院大学 安部ゼミ 講演会



大崎事件にみる日本の刑事司法と再審の問題点

弁護士 鴨志田祐美

スライド2

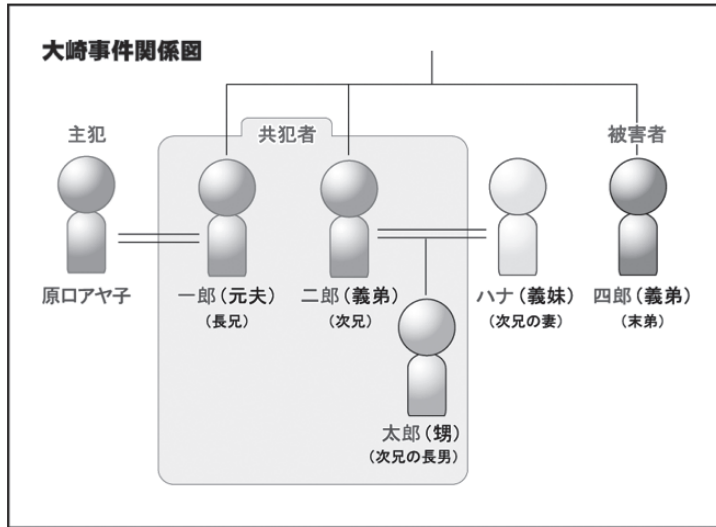
プロフィール

- * 神奈川県出身，早稲田大学法学部卒業
- * 会社員 主婦 公務員試験予備校講師を経て 2002年 40歳で司法試験合格
- * 2004年，鹿児島県弁護士会登録
- * 「町医者」的弁護士として奔走する傍ら，再審弁護（大崎事件弁護団 事務局長），子どもの虐待やDV問題，少年事件，犯罪被害者と加害者との関係修復のための活動に取り組んでいる。

著書・寄稿

- * 『転落自白～日本型えん罪はなぜうまれるのか～』（日本評論社，共編著，2012年）
- * 「大崎事件…つづら折りの事件史あるいは奮闘記」（法学セミナー686号，41～43頁）
- * 「証拠開示は再審の扉を軽くしたのか？」（季刊刑事弁護80号，100～105頁）
- * 「大崎事件第2次再審請求から見た刑事司法の問題」（法学セミナー719号，7～11頁）
- * 「大崎事件第3次再審請求審の総括」（季刊刑事弁護90号，107～111頁）
- * 「再審制度の抱える諸問題」（岩波書店『シリーズ刑事司法を考える』第5巻，265～298頁，2017年）
- * 『緊急提言！刑事再審法改正と国会の責任』（日本評論社，共編著，2017年）
- * 「大崎事件第3次再審請求 ～2度目の再審開始決定と即時抗告審の攻防～」（季刊刑事弁護92号，99～105頁）

スライド 3



スライド 4

事件の概要 ～事件発生から満期服役まで～

- 1979年10月15日、鹿児島県大崎町で原口アヤ子さんの義弟が、自宅横の牛小屋の堆肥の中から遺体で発見された。
- 事件直後、被害者の長兄(一郎)と次兄(二郎)が犯行を自認して逮捕された。当初の自白は、殺人・死体遺棄とも2人の犯行というものだった。
- その後、2人の自白は、殺人については原口さんの指示による3人の犯行、死体遺棄については次兄の長男(太郎)も加えた4人の犯行と大きく変遷した。
- 共犯者たちの自白を支える客観証拠はほとんどなかったが、共犯者たちは公判でも事実を争わず有罪となり、控訴せず服役した。
- 原口さんは一貫して犯行を否認したが、1980年3月31日、懲役10年の有罪判決を受けた。控訴、上告とも棄却され、原口さんは満期服役した。

スライド5

事件の概要 ～本事件の特徴～

【原口さんの自白の不存在】

原口さんは取調べ段階から今日に至るまで、一貫して犯行を否認。
本人の自白は存在しない。

【「近親者による保険金目的の殺人」という見込み捜査】

被害者の遺体発見直後から「殺人事件」として捜査が開始され、さらに原口さんが親族に保険を掛けていた事実が判明したことから「近親者による保険金目的の殺人事件」との思い込みで捜査が進められた。
それゆえ、被害者の「自転車事故」等の情報が捜査対象にならなかった。

【自白事件として扱われた共犯者たちの公判手続と同時並行処理された】

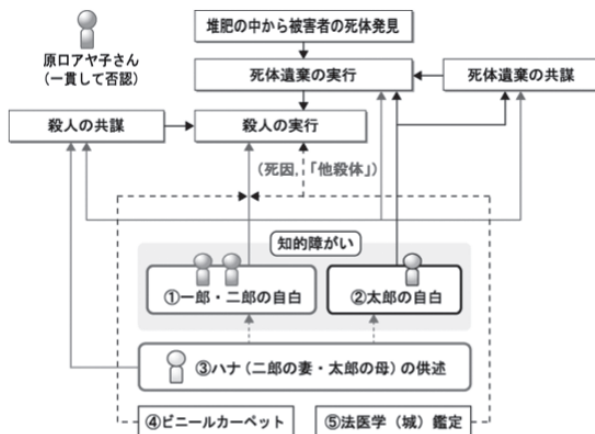
原口さんの公判手続は共犯者と形式的には分離されたが、
同じ裁判体（同じ裁判所、同じ裁判官）で同時並行審理された。
それゆえ、共犯者の犯行態様と被害者の遺体の解剖所見との矛盾、共犯者の自白の信用性などが実質的に原口さんの審理から欠落した。

【知的障がい者に対する配慮に欠けた審理】

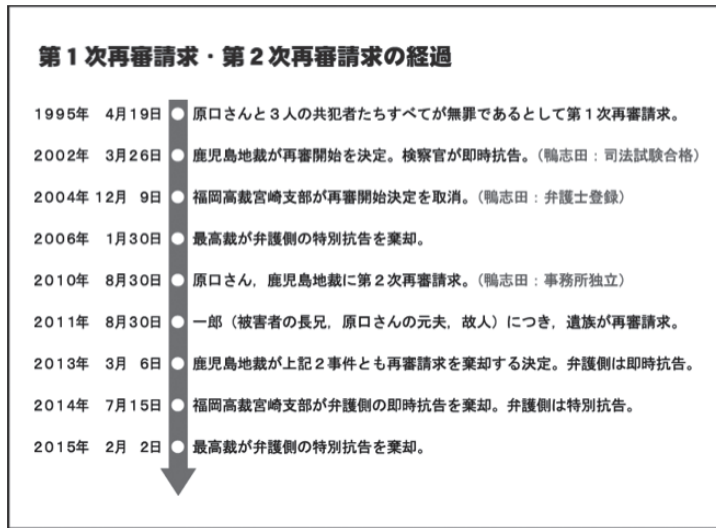
共犯者たちは、いずれも知的・精神的障がいを抱え、自己を防衛する能力を十分に持っていなかった。
確定判決審は、この障がいへの配慮を欠いて審理を進めた。

スライド6

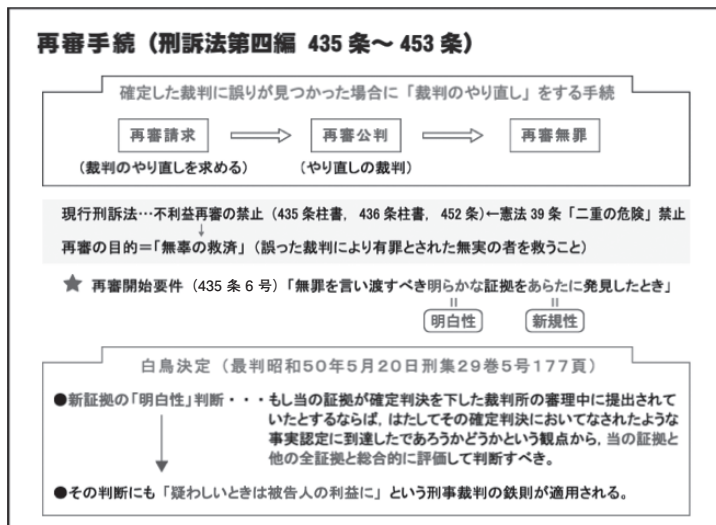
確定判決の証拠構造



スライド 7



スライド 8



スライド9

第3次再審の新証拠 ～その1～ <法医学鑑定>
☆ 吉田謙一氏（東京医科大学教授）による法医学鑑定

① 四郎の死因

血液就下 ・ 死 斑 が認められない

血液就下 = 死後、心臓や血管内にあった血液が重力に従って身体の低い部分に移動すること

死 斑 = 移動した血液が身体の表面から透けて見えるもの

↓

（絞殺による）窒息死の場合、体内に血液が多く残っているため、血液就下・死斑は強く出る

出血死の場合、血液就下・死斑は出ないか又は軽い

↓

四郎の死因は絞頸による窒息ではなく、出血に関連した死 をうかがわせる。

スライド10

第3次再審の新証拠 ～その1～ <法医学鑑定>

② 「共犯者」たちの自白による犯行態様と遺体の状況

絞殺の場合、索条痕が明らかでなくても頸部深層の筋肉内に出血が認められる

But

四郎の遺体には筋肉内出血は認められない

↓

四郎の遺体の状況・・・「タオルを頸部に1回巻き付けて交差させ両手でカー杯引いた」とする「共犯者」たちの自白と矛盾する

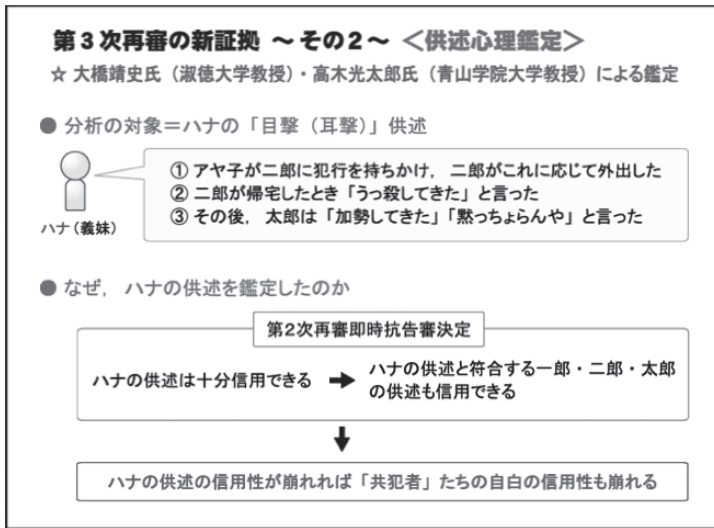
③ 四郎の死はどのようにもたらされたのか？

出血性ショック + 頸椎椎体前出血

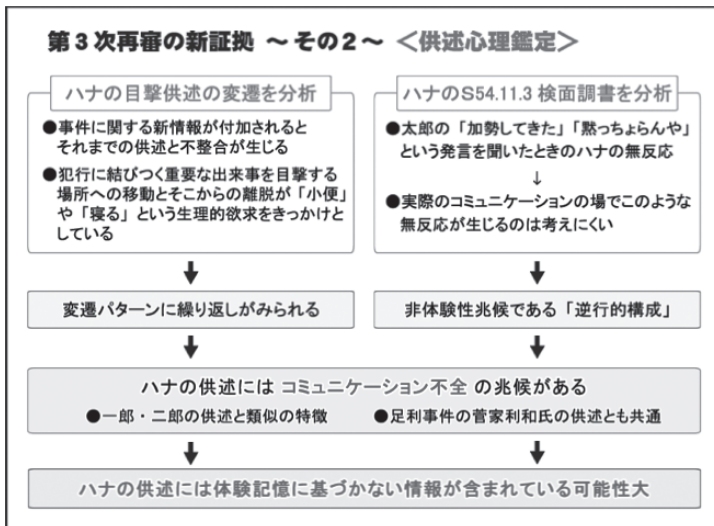
↓

交通事故、転落による出血性ショックの可能性を示唆

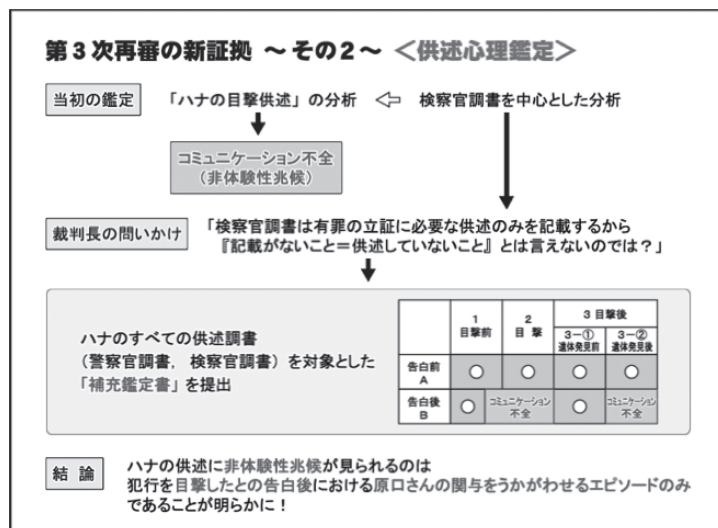
スライド 11



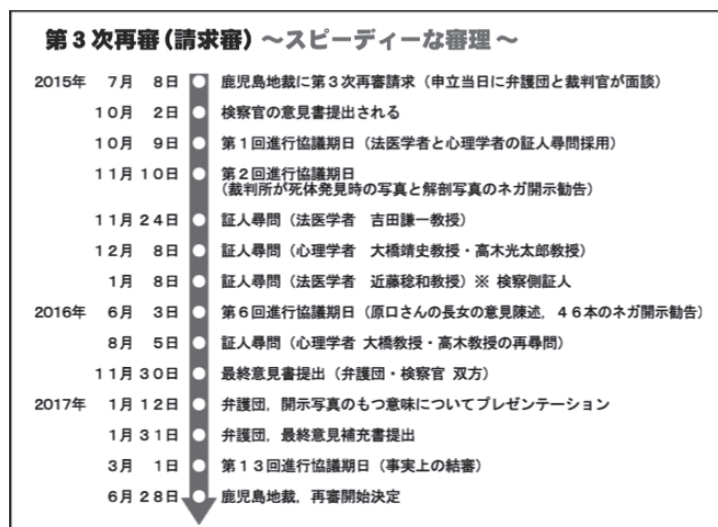
スライド 12



スライド 13



スライド 14



スライド 15

第3次再審(請求審) ～スピーディーな審理～

- 裁判所の対応
 - 申立当日 (2015. 7. 8), 裁判体が弁護団との面談に応じる
→ 法医学鑑定, 供述心理鑑定のいずれについても鑑定人尋問の実施を示唆 (事実上, 尋問期日の日程調整)
 - 申立てから決定まで約2年, 実質審理期間は約1年8ヶ月
→ 進行協議期日は全13回
- 弁護団の工夫
 - 再審請求書・・・本文29頁
→ 確定判決, 第1次・第2次再審の各決定書は別冊を交付
 - コンパクトな書面 — 最終意見書・・・本文50頁
→ 第1次・第2次再審の到達点と第3次の成果を関連づける
最終意見補充書・・・全体で35頁
 - ビジュアルなツール — 開示写真プレゼンテーション
→ パワーポイント (PDF) と読み上げ原稿を最終意見補充書に添付

スライド 16

第3次再審(請求審) ～積極的な訴訟指揮～

- 供述心理鑑定
 - 2度にわたる鑑定人尋問の実施
→ 2度目の尋問前に「大橋先生, 高木先生に裁判所からお尋ねしたいことの概要」を示す
- 被害者の遺体の状況を示すネガフィルムの印画
 - 裁判長を含む裁判官2名が弁護人, 検察官とともに印画業者の店舗へ
→ 印画作業 (色調補正) に立会い
- 証拠開示勧告
 - ㊦「不見当」, 「不存在」→ ㊩「存在する場合は, 再度開示勧告するつもり」
「存在しない場合は, その合理的理由を書面で報告せよ」
↓
新たに18本のネガフィルムが開示
- 開示写真のプレゼンテーション
 - 新たに開示されたネガから印画した写真の意味について, 進行協議期日における弁護人のプレゼンテーションを認める

「無辜の救済」という再審の目的実現のための「積極的職権主義」

スライド 17

第3次再審（請求審）における証拠開示をめぐる攻防

1 確定審の法医学鑑定（城鑑定）添付の写真

ネガ原本が初めて開示

⇒ 吉田鑑定人尋問を鮮明な写真で実施することが可能に！

2 第2次再審即時抗告審で存在が判明していた46本のネガフィルム

ネガ原本が初めて開示

※ 第2次再審段階では「一部の写真しかプリントできない」として500枚の写真のみが開示

⇒ 46本のネガのほぼすべての写真（1200枚以上）がプリントできた

3 「欠番ネガ」問題（フィルムケースの続き番号のうち「21番」だけが飛んでいた）

※ 検察官は「21番は存在しない」と回答していた

⇒ 裁判所が「もう一度確認するように」と指示

4 「欠番ネガ」プラス17本のネガフィルムの存在が新たに判明！

ネガの存在自体が判明

⇒ 事件から37年の歳月を経て初めて存在が明らかになった（すべてプリントできた）

5 県警は大崎事件に関する未開示証拠は「金輪際存在しない」と報告

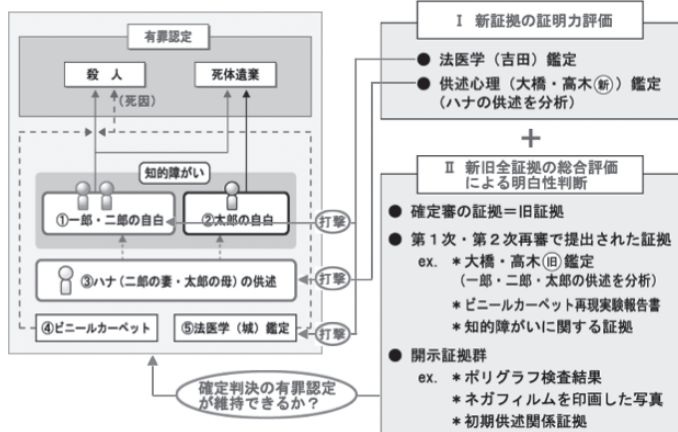
⇒ 「存在」が明らかなのに開示されていない証拠もある

* 「共犯者」の現場検証を録音したテープ

* 側溝に転落した被害者を最初に目撃した近隣住民の供述調書

スライド 18

第3次再審開始決定 ～ 新証拠と総合評価 ～



スライド 19

第3次再審開始決定 ～ 開始決定の概要 ～

新証拠の証明力評価

- 法医学（吉田）鑑定 → 遺体には頸部圧迫による窒息死であることを積極的に肯定する所見がないという限りで城鑑定の証明力を減殺
- 供述心理（大橋・高木^⑥）鑑定 → 検察官の批判に基づいて検討しても一定の合理性が認められ、「共犯者」の自白を補強していたハナ供述の信用性を減殺

新旧全証拠の総合評価

- ① 死因 → 城鑑定の積極的証明力なし。「タオルによる絞殺」という自白の裏付けとしても脆弱
- ② 一郎・二郎の自白 → 大橋・高木^⑥鑑定は高い証拠価値が認められる
→ 裁判所の検討によっても不自然に不合理で自白の信用性は高くない
- ③ 太郎の自白 → 捜査機関の暗示・誘導による虚偽供述の疑いを否定できない
- ④ ハナの自白 → 大橋・高木^⑥鑑定を踏まえ検討 → 供述内容も不自然、信用性は高くない

結 論

＜確定判決の事実認定＞ アヤ子・一郎・二郎の3名の共謀により四郎を殺害
これに太郎が加わって4名で共謀のうえ四郎の遺体を遺棄

↓

そのような共謀も殺害行為も死体遺棄もなかった疑いを否定できない

スライド 20

第3次再審開始決定 ～ 開始決定の特徴 ～

- 大胆にして斬新
 - 形式面のあたらしさ・・・「本文」3ページ+「別添」1～5という構成
※ 文中に判例や旧証拠の引用なし
 - わが国の再審史上初めて、供述心理鑑定を刑法435条6号の「（無罪を言い渡すべき）明らかな新証拠」と認める
 - 総合評価におけるリアルで平易な表現、関係者の「人となり」にまで配慮
- 周到にして堅実

- 明白性の判断枠組み
… 判例に忠実な手順
 - 「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則を遵守

① 旧証拠の証拠構造分析

↓

② 新証拠の証明力（減殺効）評価

↓

③ 新旧全証拠の総合評価による新証拠の明白性判断

★法医学鑑定…検察側鑑定との「最大公約数」のみで証明力（旧証拠の減殺効）を認める

★開示写真…供述に客観的証拠による裏付けがないという方向で評価

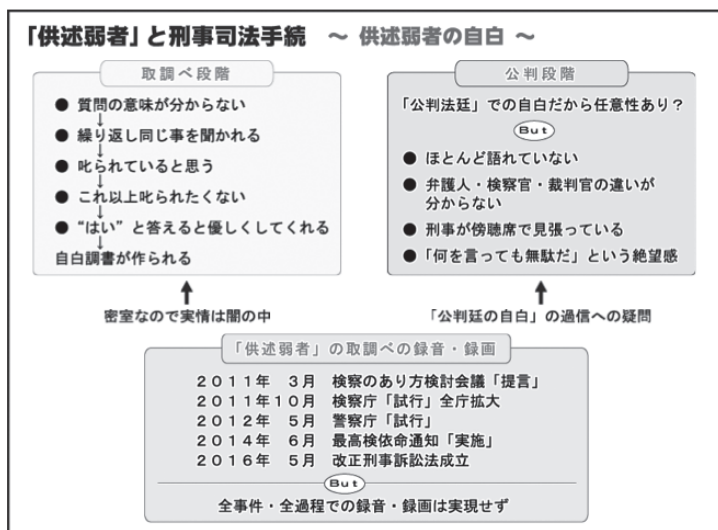
⇒ アナザーストーリー、可能性論に踏み込ま（せ）ない

スライド 21

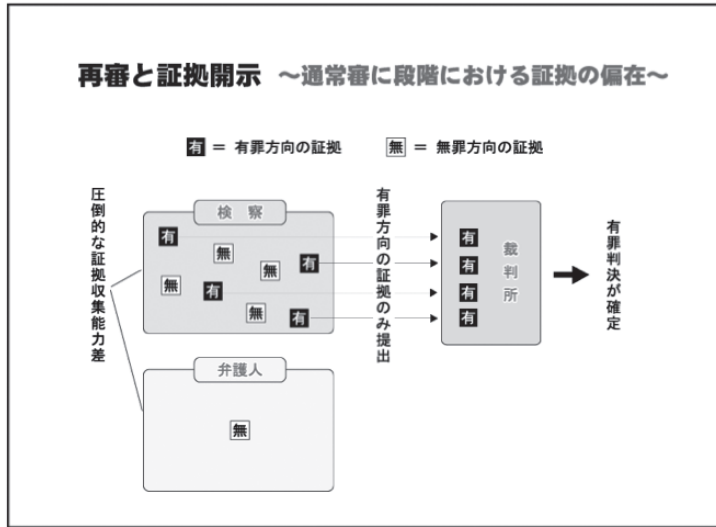
大崎事件から見える刑事司法の「歪み」～現行刑訴法の問題点～

- 現行刑訴法の「歴史的欠陥」
 - 戦時体制を引きずったまま戦後の「応急措置」として制定された経緯
- 当事者主義の弊害と「検察官司法」
 - 当事者間の圧倒的な捜査・証拠収集力の差
 - 「有罪＝勝ち」「無罪＝負け」という検察官の「勝負感覚」
 - 起訴便宜主義（法248条）、99.9%の有罪率がもたらす裁判所の先入観
- 再審手続は戦前の条文のまま（「不利益再審の禁止」を除く）
 - 再審請求審の審理に関する手続規定は法445条（事実の取調）のみ
 - 実際の進行は裁判所の裁量に委ねられている

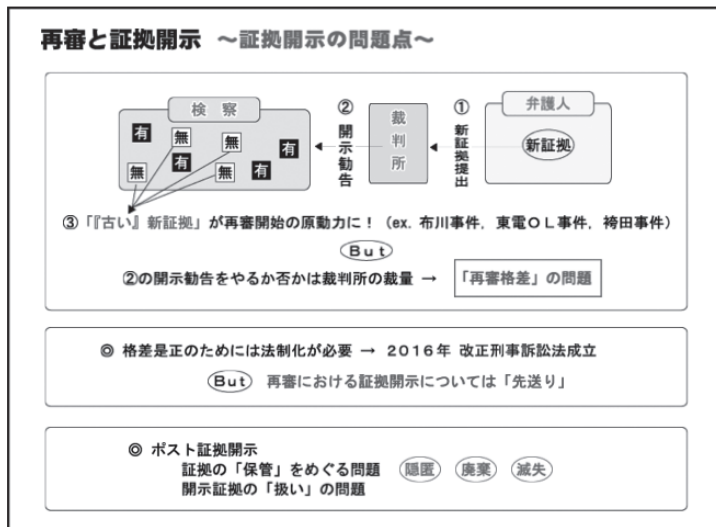
スライド 22



スライド 23



スライド 24



スライド 25

再審開始決定に対する検察官抗告

大崎事件

- 事件から38年が経過
- 原口アヤ子さんは90才 → 全国16新聞社が「早く再審公判を！」と社説で表明
- 二度も開いた再審の扉

なのに・・・

2017.7.3 鹿児島地裁は再審開始決定に対して即時抗告

<法的根拠>

刑訴法 450 条 — 再審請求棄却決定（446 条、447 条）
再審開始決定（448 条） — 条文上はいずれに対しても即時抗告できる。

・・・これは「公平」なのか？？

スライド 26

再審開始決定に対する検察官抗告と憲法

憲法39条… 何人も

① 実行の時に違法であった行為
 ② 既に無罪とされた行為
 ③ 同一の犯罪について

→ 重ねて刑事上の責任を問われない

↓

①「遡及処罰（事後法）」禁止、

②と③「二重の危険」禁止

↓

同一の犯罪について2度にわたって「危険」にさらされてはならない

||

刑事裁判にかけられることにより生命・身体のおびやかされる

● 危険にさらすのは誰？！・・・国家権力

逮捕

勾留

搜索

押収

差押

起訴

収監

死刑執行

etc.

etc.

etc.

↓

すべて国家による強制として行える

スライド 27

日本国憲法制定と再審制度への影響

①「不利益再審」の廃止

● 現行刑訴法の再審規定（435条～453条）・・・戦前の条文（ドイツ法に倣った職権主義）

But

憲法39条「二重の危険」禁止 → 「不利益再審」の禁止

↓

再審の目的は「無辜（無実の者）の救済」のみ

↓

無罪になる方向の場合にだけ「二重の危険」を許容

② 再審請求における検察官の役割

× 有罪を立証する「当事者」

○ 「無辜の救済」のために裁判所の審理に協力する「公益の代表者」（検察庁法4条）

・・・改めて、再審開始決定に検察官は抗告していいの？

スライド 28

再審開始決定に対する検察官抗告の現実



- そもそも再審開始決定自体が非常に認められにくい → 「針の穴にらくだ」
- 開始決定に検察官が抗告 → 審理が長期化 → 開始決定が取り消されればさらに長期化

名張事件 第1次 ... 2005年4月再審開始決定 → 2006年12月開始決定取消
(その後、第9次の途中で請求人の奥西勝さんは89才で死亡)

袴田事件 第2次 ... 2014年3月再審開始決定 → 2017年10月現在、まだ即時抗告審の審理中
(請求人の袴田巖さんは81才)

大崎事件 第1次 ... 2002年3月再審開始決定 → 2004年12月開始決定取消
第2次 ... 2017年7月再審開始決定 → 「2度目の」再審開始決定 → 即時抗告審はこれから
(請求人の原口アヤ子さんは90才)

● ドイツ刑訴法 372条 ... 再審開始決定に対する検察官抗告を 禁止（1964年に改正）

・・・日本の再審制度と法は憲法の要請に忠実であるか？

スライド 29

あるべき「法」・「制度」を考えてみよう

過去の裁判が誤りだったかどうかについて同じ裁判所が判断しているの？

捜査側がすべての証拠を握ったままでいいの？

証拠をなくしたり、隠したり、捨てたりしても罰せられないの？

なぜ、再審請求には国選弁護人が付かないの？

再審無罪になるまでに半世紀もかかるっておかしくない？

再審手続の規定がたった20条足らずでいいの？